

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

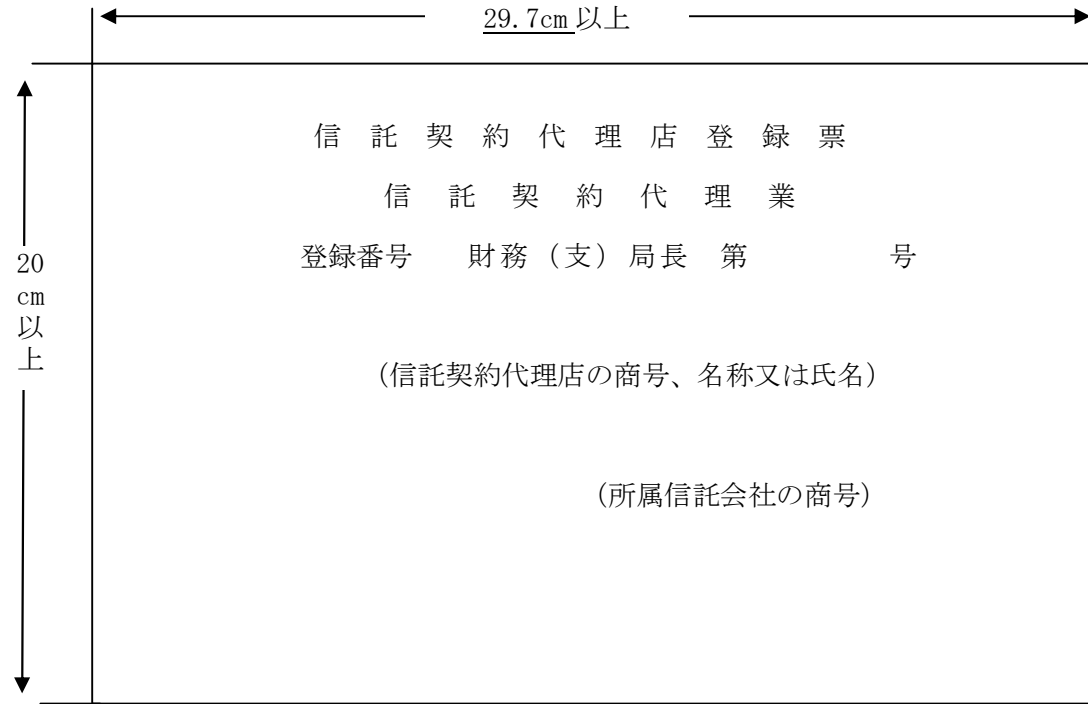
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第四十八条 法第四十一条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法人（金融機関、保険業法第二条第二項に規定する保険会社及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）を除く。）である場合において、その役員が、</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第四十八条 〔同上〕</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>十三 法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第七十条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 法人（金融機関及び保険業法第二条第二項に規定する保険会社を除く。）である場合において、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときにあっては、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の</p>

<p>他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときにあつては、当該役員の名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の種類</p> <p>(登録申請書のその他の添付書類)</p> <p>第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一・一の二 略」</p> <p>二 法人である場合は、役員<u>の履歴書</u>(金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に履歴書を提出しているときを除き、役員が法人であるときは、当該役員<u>の沿革を記載した書面</u>)及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員<u>の登記事項証明書</u>)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「二の二〇五 略」</p>	<p>種類</p> <p>(登録申請書のその他の添付書類)</p> <p>第七十一条 「同上」</p> <p>「一・一の二 同上」</p> <p>二 法人である場合は、役員<u>の履歴書</u>(役員が法人であるときは、当該役員<u>の沿革を記載した書面</u>)及び役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員<u>の登記事項証明書</u>)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「二の二〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後

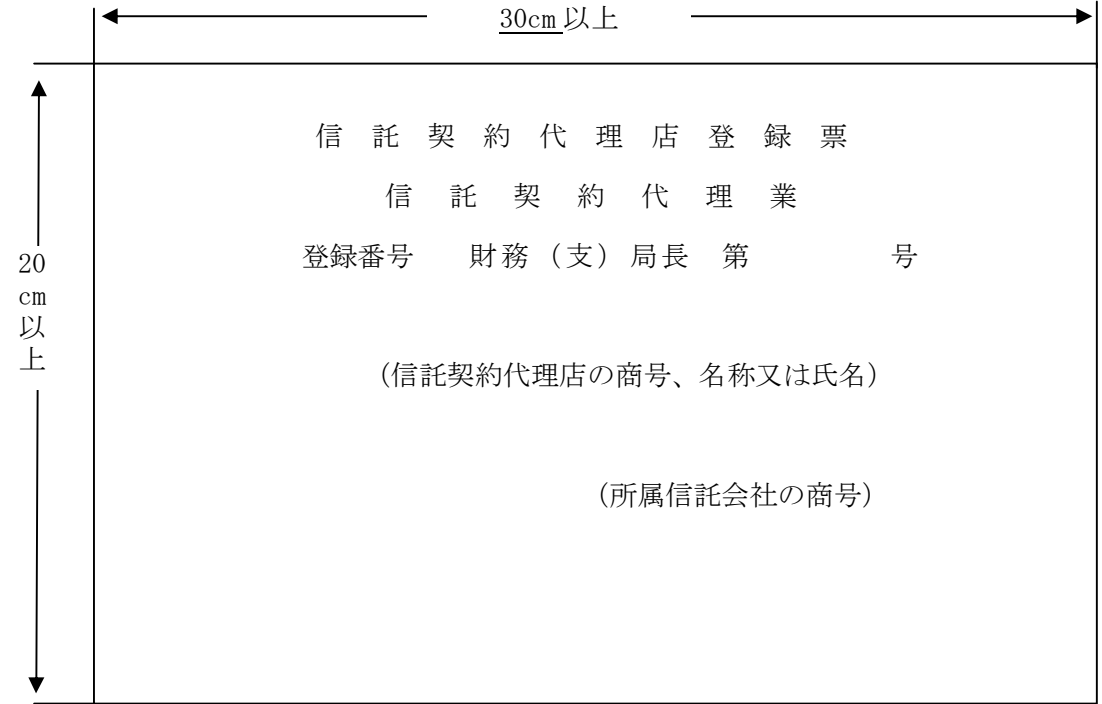
別紙様式第 20 号 (第 75 条関係)



(記載上の注意)  
[1.・2. 略]

改正前

別紙様式第 20 号 (第 75 条関係)



(記載上の注意)  
[1.・2. 同左]